

ID: 667

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	防火対象物の改修、除去等の命令		
法令名 根拠条項	消防法 第5条第1項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条第1項の規定による。</p> <p>第5条 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者(特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者)に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日